

令和3年9月29日

保護者 様

松阪市教育委員会

緊急事態宣言の解除に伴う公立小中学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より松阪市の学校教育に対しご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

さて、三重県において令和3年8月27日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、松阪市の公立小中学校では、9月1日から9月12日の期間について、分散登校を行うこととし、学校行事についても当面の間、実施を延期することとしました。その後、宣言が9月30日まで延長されたことから、分散登校等を継続するとともに今後の感染拡大や学級閉鎖等となった場合に備え、全小中学校で一斉のオンライン学習を実施する日を設定したところです。

保護者の皆様におかれましては、こうした取組にあたり家庭でお子さんを見守るために多くのご協力をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

こうした中、全国的に感染状況は減少に転じ、県内の感染者数も大きく減少し、宣言は解除される見込みであると報道されています。市内の公立小中学校においては、宣言が解除された場合は、宣言前に措置されていたまん延防止等重点措置等に移行した場合も含め、10月1日より平常授業に移行します。引き続き、日常の感染症対策の徹底を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 平常授業等の実施について

- ・引き続き、学校での感染症対策を徹底しながら、10月1日より平常授業を実施します。
- ・学校の行事についても、延期が困難な行事については、感染症対策を徹底しながら実施することとします。

2 感染症対策へのご協力をお願い

- ・お子さんに発熱等風邪症状がある場合には自宅で休養させることはもとより、風邪症状や体調の変化があった場合や日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思われる症状があればできる限り早期に医療機関に相談するか、受診するようお願いいたします。また、同居家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、お子さんの登校を控えるようお願いいたします。
- ・お子さんが濃厚接触者等となった場合はもとより、同居の家族の方が濃厚接触者等となった場合は、健康観察の期間が終了するまで（又は陰性が確認できるまで）お子さんは自宅で待機するとともに学校に連絡をお願いいたします。
- ・上記においてお子さんを欠席させる場合は「出席しなくてもよい日」とします。
- ・引き続きお子さんの朝の検温及び健康観察をお願いいたします。また、当面の間、同居家族の方について発熱等風邪症状の有無について学校の健康観察カード等に記録をお願いいたします。

3 その他

- ・地域の感染拡大が一定収束し、宣言が解除された場合は、国の通知を踏まえ感染不安により登校を控えられる場合は、「出席しなくてもよい日」の扱いから、「欠席」の扱いとします。なお、医師の指導等がある場合は学校に相談ください。